

京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																														
第1章 総則	第1章 総則																														
(目的)	(目的)																														
第1条 この規程は、本学学生を対象として次のとおり実施する教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及び学位記への付記等を含めた当該プログラムの修了証等の授与基準を定め、もって当該プログラムの教育の質を保証することを目的とする。	第1条 (同 左)																														
第1表 (大学院教育プログラム)	第1表 (大学院教育プログラム)																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">プログラム名称</th> <th style="width: 20%;">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル教育プログラム</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)</td> <td>平成28年度～</td> </tr> </tbody> </table>		プログラム名称	実施期間		(略)		スーパーグローバル教育プログラム	(略)			スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)	平成28年度～	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">プログラム名称</th> <th style="width: 20%;">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル教育プログラム</td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)</td> <td>平成28年度～</td> </tr> <tr> <td>大学院教育支援機構教育コース</td> <td>産学協同教育コース</td> <td>令和5年度～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育能力向上コース</td> <td>令和5年度～</td> </tr> </tbody> </table>		プログラム名称	実施期間		(同 左)		スーパーグローバル教育プログラム	(同 左)			スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)	平成28年度～	大学院教育支援機構教育コース	産学協同教育コース	令和5年度～		教育能力向上コース	令和5年度～
	プログラム名称	実施期間																													
	(略)																														
スーパーグローバル教育プログラム	(略)																														
	スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)	平成28年度～																													
	プログラム名称	実施期間																													
	(同 左)																														
スーパーグローバル教育プログラム	(同 左)																														
	スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)	平成28年度～																													
大学院教育支援機構教育コース	産学協同教育コース	令和5年度～																													
	教育能力向上コース	令和5年度～																													
(中 略)	<p style="text-align: center;"><u>第3章の3 大学院教育支援機構教育コース</u> (教育課程の編成及び自己点検評価)</p> <p>第10条の7 大学院教育支援機構が実施するそれぞれの教育コース (以下「機構教育コース」という。) は、京都大学大学院教育支援機構規程 (令和3年達示第49号) 第2条第1号の定めに基づき大学院教育支援機構 (以下「機構」という。) が実施する大学院における共通・横断教育のうちから、機構が指定する科目を体系的に履修するとともに、機構が指定するキャリア形成に係るセミナー、ワークショップ、インターンシップ等に参加することをもって構成する。</p> <p>2 機構は、機構教育コースの内容について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、それに基づいて適切にプログラムの改善を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(修了要件)</p> <p>第10条の8 機構教育コースの修了要件は、当該機構教育コースが定めるところにより、必要な科目の単位を修得するとともに、キャリア形成に係るセミ</p>																														

改正前	改正後
<p>第4章 雑則</p> <p>(終了した教育プログラムの修了を証するための措置)</p> <p>第11条 前条までに定める教育プログラム等が終了した場合においても、当該教育プログラム等を修了したことに対する社会的通用性を維持するため、別表第1、第2及び第3の規定は、実施期間を明示したうえで存続させるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 第10条の6までに定める教育プログラム等が自らの点検及び評価又はファカルティ・ディベロップメントを適切に実施していないときは、教育担当の理事が、教育制度委員会の議を経て、適切な措置を講じる。</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>別表第2 (第9条第1項関係)</p> <p>別表第2の2 (第9条第2項関係)</p> <p>別表第3 (第10条の6第1項関係)</p> <p>別表第3の2 (第10条の6第2項関係)</p>	<p><u>ナー、ワークショップ、インターンシップ等に参加して、当該機構教育コースが定める学修上の要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>2 前項の機構教育コースの修了要件を変更する場合は、事前に、教育制度委員会において当該機構教育コースの教育上の目的との適合性等を確認するものとする。</u></p> <p><u>(履修者の決定)</u></p> <p><u>第10条の9 機構教育コースの履修者は、履修を希望する学生からの申出に基づき、大学院共通・横断教育企画評価専門委員会の議を踏まえて、大学院教育支援機構長が決定する。</u></p> <p><u>(修了認定)</u></p> <p><u>第10条の10 機構教育コースの修了は、大学院共通・横断教育企画評価専門委員会の議を踏まえて、大学院教育支援機構長が決定する。</u></p> <p><u>(修了認定書)</u></p> <p><u>第10条の11 機構教育コースを修了した者には、別表第4に定めるところにより、修了認定書を授与する。</u></p> <p><u>2 前項の修了認定書の様式は、別表第4の2のとおりとする。</u></p> <p>第4章 雑則</p> <p>(終了した教育プログラムの修了を証するための措置)</p> <p>第11条 前条までに定める教育プログラム等が終了した場合においても、当該教育プログラム等を修了したことに対する社会的通用性を維持するため、別表第1から別表第4までの規定は、実施期間を明示したうえで存続させるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 第10条の11までに定める教育プログラム等が自らの点検及び評価又はファカルティ・ディベロップメントを適切に実施していないときは、教育担当の理事が、教育制度委員会の議を経て、適切な措置を講じる。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>別表第2 (第9条第1項関係)</p> <p>別表第2の2 (第9条第2項関係)</p> <p>別表第3 (第10条の6第1項関係)</p> <p>別表第3の2 (第10条の6第2項関係)</p>

改正前	改正後					
	<p>別表第4（第10条の11関係）</p> <table border="1" data-bbox="839 241 1498 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="839 241 1498 286">修了を認定するプログラム名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="839 286 1498 331">大学院教育支援機構（産学協同教育コース）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 331 1498 398">大学院教育支援機構（産学協同教育コース・ベシク）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 398 1498 477">大学院教育支援機構（産学協同教育コース・起業体験又は研究インターンシップ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 477 1498 517">大学院教育支援機構（教育能力向上コース）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4の2（別 添）</p> <p>附 則（令和4年達示第100号）</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	修了を認定するプログラム名称	大学院教育支援機構（産学協同教育コース）	大学院教育支援機構（産学協同教育コース・ベシク）	大学院教育支援機構（産学協同教育コース・起業体験又は研究インターンシップ）	大学院教育支援機構（教育能力向上コース）
修了を認定するプログラム名称						
大学院教育支援機構（産学協同教育コース）						
大学院教育支援機構（産学協同教育コース・ベシク）						
大学院教育支援機構（産学協同教育コース・起業体験又は研究インターンシップ）						
大学院教育支援機構（教育能力向上コース）						

修了認定書

氏 名
所 属
生年月日

上記の者は、京都大学大学院教育支援機構（〇〇）を修了したことを証する

(履修内容の詳細は裏面参照)

年 月 日

京都大学総長

備考1 大学院教育支援機構に続く〇〇には、別表第4に定める教育プログラムのコース等の名称を記載する